

○一関工業高等専門学校保健管理センター規則

平成25年3月29日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校学則第12条の規定に基づき、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）に一関工業高等専門学校保健管理センター（以下「センター」という。）を置き、センターの組織及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本校の学生及び教職員の健康の保持増進を図るとともに、本校における教育活動が安全な環境において実施され、その成果の確保に資することを目的とする。

(施設)

第3条 センターの施設は、次のとおりとする。

- 一 保健室
- 二 学生相談室

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学校の保健管理、環境衛生に関して指導及び助言を行うこと。
- 二 学生の疾病予防に関すること。
- 三 学生の定期健康診断、救急処置に関すること。
- 四 学生の心身上の諸問題に関する相談及び助言に関すること。
- 五 学生生活上の諸問題に関する相談及び助言に関すること。
- 六 学生の保健教育に関すること。
- 七 保健室及び学生相談室の管理運営に関すること。
- 八 その他学生及び教職員の心身の健康に関し必要と認められること。

(組織)

第5条 センターに次の各号に掲げる者を置く。

- 一 保健管理センター長
 - 二 副保健管理センター長 1名
 - 三 学校医 1名
 - 四 学校歯科医 1名
 - 五 学校薬剤師 1名
 - 六 カウンセラー 若干名
 - 七 学生支援員 若干名
 - 八 看護師
- 2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから校長が委嘱する。

- 3 カウンセラーは、学生相談に関する専門知識及び経験を有する者のうちから校長が委嘱する。
- 4 学生支援員は、本校教職員のうちから校長が指名する。

(任期)

- 第6条 保健管理センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 前条第1項第二号から第七号に掲げる者の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 3 前2項の者に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(保健管理センター長等)

- 第7条 保健管理センター長は、センターの業務を掌理する。
- 2 副保健管理センター長は、保健管理センター長の命を受け、その業務を補佐する。
 - 3 第5条第1項第三号から第八号の者は、センターの業務を処理する。

(運営委員会の設置)

- 第8条 センターにその組織及び運営に関する事項を審議するため、保健管理センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(審議事項)

- 第9条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- 一 第4条各号に定める業務に関すること。
 - 二 学校医、学校歯科医、学校薬剤師及びカウンセラーに関すること。
 - 三 その他管理運営に関すること。

(運営委員会の組織)

- 第10条 運営委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。
- 一 保健管理センター長
 - 二 副保健管理センター長 1名
 - 三 教務主事補 1名
 - 四 学生主事補 1名
 - 五 寮務主事補 1名
 - 六 学生支援員 若干名
 - 七 学生課長
 - 八 看護師

(委員長)

- 第11条 運営委員会に委員長を置き、保健管理センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、必要に応じて運営委員会を招集し、議長となる。
 - 3 委員長に事故あるときは、副保健管理センター長がその職務を代行する。

(事務)

- 第12条 センター及び運営委員会の事務は、学生課において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校学生相談室規則（平成9年1月17日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。